令和８年（フ）第３２６７号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番104―1005号
債務者　南　　慶美
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　友大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２６９号
埼玉県新座市池田５―13―７　シュロス大泉103、住民票上の住所埼玉県新座市池田五丁目10番37号
債務者　吉福　　靖
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８１号
群馬県藤岡市藤岡1497番地16
債務者　江原　直希
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１２６４号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀2001番地５
債務者　関澤　悠子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３２号
和歌山市田中町３丁目49番地
債務者　開發　康隆
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　智仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２１１号
三重県いなべ市員弁町北金井1816番地８　コンフォート北金井102号室、前住所三重県いなべ市員弁町下笠田1604番地18
債務者　多湖　司朗
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第９号
佐賀県唐津市西城内３番28号　城内グランドマンション301号
債務者　牧野　真吾
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　悦之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第１３１４号
さいたま市西区大字内野本郷385番地１　エーデルハイムＥ201
債務者　細川　柚香
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２７号
富山県魚津市三田167番地２　ビレッジハウス下野方（２―407）
債務者　石政　裕也
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小路　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第２０１０号
神奈川県横須賀市吉井１丁目２番25号
債務者　菱沼　磐彦
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山憲太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１５４号
群馬県太田市緑町59番地
債務者　笠原　昌瑞（旧姓山崎）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１２４３号
埼玉県川口市芝３丁目24番11号　サンハイム芝Ｂ棟311号
債務者　加藤　誠一
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２７２号
埼玉県朝霞市溝沼７丁目６番１号　フラワーハイツＡ203
債務者　坂庭　陽子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２８９号
さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層１―906
債務者　荻原　昭二
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３１９号
埼玉県久喜市鷲宮５丁目34番10号　グリーンハイツＡ―202号、旧住所さいたま市岩槻区城南５丁目３番47―３号
債務者　丸山　みゆ
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３９０号
埼玉県上尾市緑丘二丁目１番８号、旧住所埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―12―109
債務者　千谷　　剛
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係